

平成31年度 流山市農地利用最適化推進施策に関する意見

1. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手の育成

- ・農業後継者が希望を持ち本市の魅力ある農業で生活ができるよう、担い手を育成・確保・支援するための施策を検討すること。
- ・農業経営規模拡大を希望する者には、気軽に相談ができる窓口を設置し、流山版農地バンクを推進し、借り手と貸し手の情報をいつでも閲覧できるような仕組みを構築すること。
- ・認定農業者やJA関連の意見・提言が、農業委員・推進委員はもとより産業振興審議会にも伝わり、本市の農業振興全体に活かされる仕組みを構築するよう検討すること。

(2) 農業経営の向上

- ・農産物直売所やインショップでの農産物の宣伝に力を入れ、JAと協力し年間を通して出荷出来るよう、農業経営の向上を図ること。
- ・農作物の販売技術や生産品の質の向上などの付加価値を高め、コスト軽減に繋がる高収入農業の確立を図ること。
- ・JAや県農業事務所の協力を得て、収益性の高い新しい農産物を産地化し、他の地域と差別化すること。
- ・地産地消の取り組みに対する支援を強化すること。
- ・ゆとりのある農業経営と健全で健康な明るい家庭を築くために、「家族経営協定」締結に向けた推進強化を図ること。
- ・農業従事者の高齢化や後継者不足のなか、農機具の大型化に伴う利便性や作業効率の向上を図るために、農地利用集積による耕地の集約化を図ること。

(3) 農機具等による事故防止

- ・ 65歳以上の高齢者による農作業中の死亡事故率は、全体の80%以上を占め、傷害や物損事故は若年層に多い傾向にある。また、農機具が年々大型化され、操作は簡素化されているが、小区画の作業は逆に難しくなっている。

事故を未然に防ぐために、安全対策マニュアル(パンフ)の作成、JAと協力して、農機具メーカー等による講習会を少なくとも年1回程度開催するなど、安全対策を構築するよう検討すること。

- ・ 農機具等が年々大型化し、路肩が崩れやすくなっている。農道(農作業時に通行する農地内にある市道も含めて)の点検・補修・路肩の草刈り等、適宜実施するよう検討すること。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地対策の拡充

- ・ 農家を対象に意向調査を実施し、調査結果を詳細に検討し、該当者には個別相談を実施する。その結果を踏まえ、新規就農者や農地所有適格法人等に対して、農地利用集積制度を活用し、また、農地バンクへの登録の推進を図り、遊休農地解消に努めること。
- ・ 市民農園等の拡充や認定農業者への農地利用集積など、遊休農地の活用を視野に入れた方策を検討すること。

(2) 生産緑地指定の促進

- ・ 市街化区域内農地は、緑の保全と都市防災の観点から、非常に重要である。都市住民との共生が図られるための施策を検討すること。
- ・ 生産緑地の追加指定にはJAと協議し、少なくとも年1回程度、農家組合等を活用し、特定生産緑地制度などの生産緑地法改正の内容も含めた説明会等を開催すること。

(3) 生産基盤の整備

- ・年々老朽化する水路や農道、また農作業時に通行する農地内にある市道を整備し、地域に調和のとれた景観と安全に農作業が行える環境整備を検討すること。
- ・物流倉庫の建設に伴う工事によって、新川耕地の幹川の水が濁ることがないように、適正な水質管理・水質監視を実施すること。
- ・近年宅地開発が急速に進み、農地の減少が著しいため、地域を限定し、計画的に資源を集中し、基盤整備することは大切なことである。農業関係機関と連携を図り、基盤整備を図ること。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規就農者や農地所有適格法人等の農業参入に対する支援

- ・新規就農者や農地所有適格法人等に対し、各種支援制度を幅広く周知することが必要である。そのため、農業関係機関と連携し、人材の確保やノウハウの蓄積等、支援体制を構築すること。

(2) 農業後継者の育成

- ・高齢化・後継者不足が懸念されている。本市農業の発展は、後継者の育成が最重要課題であり、魅力ある農業施策、明るい希望が持てる農業を目指せる活力ある支援策（物・金）の仕組みを構築するよう検討すること。
- ・農業を、安定した収入が得られ、安心して子育てができ、若者に受け入れられるような魅力ある職業にするには、農業に関連するあらゆる精通した人材の育成や独自の助成金を投下し、支援体制を早急に整備すること。
- ・農業の各種支援制度を周知し、これらを利用した営農指導や農業経営を行っている事例の周知に努めること。

4. その他

(1) 農業振興地域整備計画の策定の検討

- ・ 荒廃した農地の発生を防ぐため、農業振興地域を指定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行われる農業振興地域整備計画の策定を、引き続き検討すること。

(2) 地域の合意形成

- ・ 農家がこれから10年、20年後の農業をどのようにしていくのか、地域での話し合いをする仕組みを検討すること。
- ・ 農業振興地域整備計画の策定の際には、地権者の意見を第一に、農業者の意見を十分に聞き、またJAとも連携して検討すること。

(3) 都市と農業等の共生を目指す条例づくり

- ・ 都市農業は、緑地保全の観点、また、災害時には避難場所確保の観点から重要である。市民まつり・産業まつり・農業まつり等で市内農業の現状を広く知らせ、安心・安全な産直野菜をアピールするなど、都市住民と多面的に共生を目指す施策の構築を検討すること。
- ・ 小中学生を対象にした農業経験や農業を取り入れた社会科授業など、食と生命の大事さが伝えられるよう、学校教育の充実に努めること。

(4) その他

- ・ 近年、異常気象による想定外の災害が発生しており、本市でも甚大災害が何時起きても不思議ではない状況下になっている。関係機関との連携を密に、事前の対策に万全を期する仕組みを構築するよう検討すること。
- ・ 小中学校ごはんプロジェクト存続のため、新川耕地の開発がこれ以上行われないよう努めること。
- ・ 農業委員会事務局の組織の充実を図ること。